

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

提出者

住 所 青森県むつ市大平町37-9

氏 名 株式会社 柴田組

代表取締役 柴田 文彦

電話番号 0175-29-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|---------|---------------------|
| 事業場の名称 | 株式会社 柴田組 |
| 事業場の所在地 | 青森県むつ市大平町37-9 |
| 計画期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日 |

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

| | |
|-----------------|---|
| ①事業の種類 | 建設業 |
| ②事業の規模 | 44,240万円（令和5年6月1日～令和6年5月31日） |
| ③従業員数 | 34人 |
| ④産業廃棄物の一連の処理の工程 | <ul style="list-style-type: none">・金属くず 再生処理業者へ委託→鉄くず業者へ売却・アスファルトがら 再生処理業者へ委託→再生骨材として再資源化・コンクリートがら 再生処理業者へ委託→再生碎石として再資源化・木くず 再生処理業者へ委託→チップにして牧場へ売却・廃プラスチック 業者へ委託→最終処分場にて埋立・紙くず 業者へ委託→最終処理場にて埋立 |

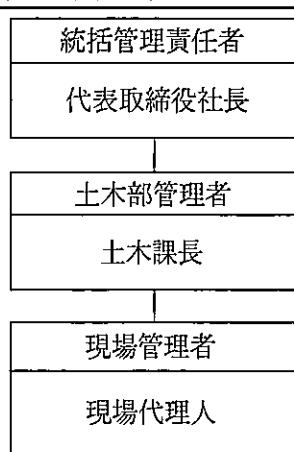
(日本工業規格A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



・すべての業務を取り締まる

・下記現場代理人の業務を取り締まる

・産業廃棄物の処理施設の手配

・産業廃棄物の数量、マニフェスト管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

| 【前年度（5年度）実績】 | | | | | | | |
|--|---------------|-------|----------|----------|--------|---------|-------|
| ①現状 | 産業廃棄物の種類 | 金属くず | アスファルトがら | コンクリートがら | 木くず | 廃プラスチック | 紙くず |
| | 排出量 | 0.58t | 444.96t | 1120.57t | 18.00t | 4.59t | 0.82t |
| | (これまでに実施した取組) | | | | | | |
| 産業廃棄物の分別を行うとともに、工事現場での取り壊し工等では必要以上に取り壊さないよう注意しながら作業を行っている。 またリサイクルできる産業廃棄物は、可能な限り再生処理業者へ委託するように努めている。 | | | | | | | |
| ②計画 | 【目標】 | | | | | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 金属くず | アスファルトがら | コンクリートがら | 木くず | 廃プラスチック | 紙くず |
| | 排出量 | 0.50t | 400.00t | 900.00t | 15.00t | 4.00t | 0.80t |
| (今後実施する予定の取組) 上記事項をこれからも実施するように努める。 | | | | | | | |

産業廃棄物の分別に関する事項

| | |
|-----|--|
| ①現状 | (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) |
| | 金属くず、アスファルトがら、コンクリートがら、木くず、廃プラスチック、紙くず |
| ②計画 | (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) |
| | 上記事項をこれからも実施するように努める。 |

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第5面)

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
7 ※欄は記入しないこと。